

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第172号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月1日 13時30分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方島枝越港西方海岸 枝越港新北防波堤灯台から真方位313°450m付近 (概位 北緯34°12.5′ 東経133°04.1′)
事故等調査の経過	平成24年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三 ^{へいわ} 平和丸、19.76トン 290-15227兵庫、神栄海運有限会社 B 台船 NO.7、全長約62m なし、中村汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 操舵機のシリンダーロッド及びプロペラ翼に曲損等 B なし
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首約1.2m、船尾約2.3mの喫水で船体ブロックを積載したB船をえい航し、枝越港西方の造船所沖に到着して右転したのち、B船の船首部を荷揚げ岸壁に着岸するため、B船の左舷船首部の押し作業に掛かったところ、平成24年8月1日13時30分ごろA船及びB船が海岸の浅瀬に乗り揚げた。 A船は、自力で離礁後、B船を離礁させ、予定の場所に着岸させて荷役を終え、その後、上架したところ、プロペラ翼の損傷等が確認された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	A船は、13時15分ごろ枝越港東方で荷物の積込み作業を終えて発航した。 本事故当時、台風10号が鹿児島県種子島東方海上を北西進中であり、伯方島付近では、北東寄りの風が強かった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、枝越港西方の造船所沖でB船の着岸作業中、船長Aが風の

	影響を考慮した操船を行わなかったことから、北東風に圧流され、海岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、枝越港西方の造船所沖でB船の着岸作業中、船長Aが風の影響を考慮した操船を行わなかったため、北東風に圧流され、海岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・風が強いときには、風が弱まるまで着岸作業を見合わせる事。